

■所得制限有り ●所得等により、自己負担額の違うサービス

種 類	対 象	内 容
在宅福祉総合利用券	おおむね65歳以上の身体が虚弱又はねたきりの方、もしくは身体障害者手帳所持者で日常生活を営むのに支障がある方	利用券を提示するだけで、在宅福祉サービスを受けることができる
ショートステイ	在宅のねたきり老人等・重度身体障害者・療育手帳所持者が、介護者の都合で一時的に介護が受けられなくなった場合	特別養護老人ホーム（恵光苑等1日2,140円）又は養護老人ホーム（長寿園等1日1,650円）・身体障害者療護施設（湯免清風園1日1,510円）・精神薄弱者更生施設（福祥苑等1日1,510円）に入所し、期間は原則として7日以内（やむを得ない理由がある場合は延長可）
デイサービス	おおむね65歳以上の身体が虚弱又はねたきりの方又は身体障害者手帳所持者	○高齢者の場合…①デイサービスセンターでは、血圧や脈拍のチェック、食事、入浴、機能訓練、レクリエーション等（恵光苑1日800円・地域福祉センター内しあわせ長門1日600円） ②自宅では、訪問入浴（1日1,000円）や訪問給食（1日350円・週6日昼食をお届けする） ○身体障害者の場合…地域福祉センター内しあわせ長門1日600円
●日常生活用具給付等	在宅のひとりぐらしやねたきりのおおむね65歳以上の方、又は在宅の重度の身体障害者（児） (対象者の状態により、給付等に制限有)	○高齢者の場合…給付一特殊寝台、マットレス、エアーマット、体位変換器、腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、歩行支援用具、車いすほか レンタル移動用リフト、特殊寝台（電動ベット）、車いす（含電動）貸与一福祉電話（プッシュ式） ○身体障害者の場合…給付一浴槽、湯沸器、便器、手すり、盲人用テープレコーダー、盲人用時計、点字タイプライター、入浴補助用具、体位変換器ほか
●補装具の給付・修理	身体障害者手帳所持者	車いす、補聴器、杖、義足、ストマ装具、義眼、眼鏡、義手、人工喉頭の給付・修理
住宅改良推進事業	おおむね65歳以上又は心身障害者のいる世帯	住宅改造に関する相談・助言、基本図面の作成、施工者の紹介、施行完了後の確認・使用方法の指導（無料）
■高齢者（障害者）住宅整備資金貸付	60歳以上の方又は60歳以上の親族と同居か同居予定の方 60歳未満で、身体障害者手帳1～4級又は療育手帳A所持者と同居か、同居予定の方	高齢者（障害者）専用居室等の増・改築又は改造に対し、資金（限度400万円）を低利で融資
■高齢者住宅整備資金貸付事業利子補給	住宅改良推進チームの会議を経て、住宅整備資金の貸付を受け、次のいずれかに該当する方 ①要援護の高齢者・第1種身体障害者・療育手帳A所持者、又は同居している方 ②前年分所得税が非課税	住宅整備資金の借受者に対し、償還利息分を助成
ねたきり老人等介護見舞金助成	おおむね65歳以上でねたきり等の方と同一世帯であり、6か月以上介護している方	民生委員を通じて、年20,000円を支給
ねたきり老人訪問理髪・美容サービス	おおむね65歳以上でねたきりの方	理・美容師が訪問し、髪の手入れを実施（その店の通常料金のみ）利用回数は年2回
市営公衆浴場入浴料補助	65歳以上の方又は身体障害者手帳所持者	1回50円で湯本温泉市営公衆浴場を利用（証明書は福祉事務所または各出張所で発行）
訪問歯科診療（保健事業）	歯科医に受診できない在宅のおおむね65歳以上の方	歯科医師が訪問して医療サービスを提供（治療をする場合は通常の治療費負担が必要）
■居住環境整備助成	身体障害者手帳2級以上で所得税が課税されていない世帯	住宅の改造又は連絡設備、屋内移動設備の整備費用の助成（限度額400,000円、屋内移動設備は900,000円）
●ガイドヘルパー	重度の視覚障害者及び脳性麻痺等の障害者	外出の際、付き添いや介護を実施（0円～920円）
■自動車改造費の助成	自動車を所有し、運転する上肢・下肢・体幹の重度障害者	自動車の操向・駆動装置を改造する場合、100,000円を助成
心身障害児デイケア	おおむね3～6歳の心身障害児	心身障害児に対する運動訓練、感覚訓練、言語訓練等（無料）